

第7次ひたちなか市行財政改革大綱

平成25年2月

ひたちなか市行政改革推進本部

はじめに

本市では、平成8年の「ひたちなか市行政改革大綱」策定以降、これまで6次に渡り大綱の策定及び見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。この間、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、復旧・復興に向けた様々な取組が行われるとともに、国の地域主権改革が進められ、社会保障と税の一体改革により消費税の引上げが決定されるなど、今日の地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、市民ニーズが高度化・多様化する中で、こうした変化に柔軟に対応できる自治体への進化がこれまで以上に求められています。

本市では、まちづくりの総合計画である「ひたちなか市第2次総合計画」に定めた将来像である「豊かな産業といきいきとした暮らし広がる 世界とふれあう自立協働都市」を実現するため、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする後期基本計画を策定しました。

この計画を着実に実行するためには、財源の確保に努めるとともに、全ての事務事業や組織の機能を定期的に評価し、必要に応じて迅速に見直すことが極めて重要です。

また、平成22年には、地方分権の動きに対応するため、「市民が主役のまちづくり」を基本理念として「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定しました。

今後、この条例を最高規範として、自立と協働のまちづくりを進めるため、平成25年度から平成27年度の3ヵ年を推進期間とする第7次ひたちなか市行財政改革大綱を策定しました。

目 次

第 1 行財政改革の必要性	1
1 本市の財政状況.....	1
2 地方分権の推進.....	3
3 市民との協働によるまちづくりの推進.....	3
4 行財政改革の必要性.....	4
第 2 行財政改革の基本的な考え方	5
1 行財政改革の推進期間.....	5
2 行財政改革の基本理念.....	5
3 行財政改革の基本的な考え方.....	6
(1) 量の改革.....	6
(2) 質の改革.....	6
4 行財政改革の 4 つの重点事項.....	6
第 3 行財政改革の重点事項	7
重点事項 1 : 市民との協働によるまちづくりを推進するための改革.....	7
重点事項 2 : 自立した財政基盤を確立するための改革.....	8
重点事項 3 : 市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するための改革.....	9
重点事項 4 : スピード感のある効率的・効果的な行政運営を推進するための改革.....	10
第 4 行財政改革の推進	11
1 推進の体制.....	11
2 実施計画の策定.....	11
3 行財政改革大綱及び実施計画の公表.....	11
第 5 個別改革課題	12
資 料	29

第 1 行財政改革の必要性

1 本市の財政状況

近年の財政運営については、ひたちなか・東海クリーンセンターの建設や勝田駅東口再開発事業などの大型プロジェクトを推進するとともに、第三セクター等改革推進債※₁を活用し、ひたちなか市住宅・都市サービス公社の債務超過の解消及びひたちなか市土地開発公社の解散等、バブル経済崩壊後の地価の下落に伴う過去の負の遺産の清算を進めてきました。また、土地区画整理事業については本格的な見直しに向けて事業の選択を行うとともに、公共下水道事業の污水管整備についても市債残高を増加させない範囲で効率的な整備を行うなど、市債借入れの抑制を図ってきました。その結果、地方債残高は平成 24 年度末の 959 億円をピークに減少の見込みであり、平成 24 年度末の市債管理基金※₂や財政調整基金※₃の合計残高は、前年度末に比べ 28 億円増の 118 億円を超える見込みとなっています。今後は、計画的に基金の活用を図りながら、起債の償還及び予想される福祉・医療などの社会保障関連経費の増加に、的確に対応してまいります。

平成 23 年決算に基づく財政指標については、財政構造の弾力性を表す経常収支比率※₄は 89.1%と、前年度に比べ 1.1 ポイント上昇し、依然として高い水準であり硬直した財政状況にあることを示しています。また、将来負担比率※₅は 69.0%であるものの、喫緊の課題である学校施設耐震化事業に加え、土地区画整理事業を現行の計画どおりに行った場合、その比率は 300%近くになると試算され、早期健

※1 第三セクター改革推進債：損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体において、当該取組が地方公共団体の将来の財政の健全化に資すると認められる場合に、当該取組に要する経費に充てるために発行される地方債。

※2 市債管理基金：地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

※3 財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

※4 経常収支比率：自治体の財政構造の弾力性を示すもので、税金など経常一般財源に占める人件費や公債費などの義務的な支出の割合。(70～80%未満 妥当, 80%以上 弾力性を失いつつある)

※5 将来負担比率：標準財政規模に対する自治体が将来負担すべき債務の割合。負債額が標準財政規模の何年分かがわかり、家計にたとえると、給与年収に対して何年分の借金があるのかというもの。

第1 行財政改革の必要性

全化基準の350%に近づくことから、土地区画整理事業の一斉見直しにより将来負担の軽減を図る必要があります。

また、小・中学校の改築を含めた耐震化や、橋梁、道路、公園など老朽化した公共施設等の更新や維持補修など、市民生活に係る重要な課題に引き続き積極的に対応していく必要があります。

【財政健全化比率】

(単位：%)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H23	H23
						(早期健全化基準)	(財政再生基準)
実質赤字比率※6	—	—	—	—	—	(11.91)	(20.00)
連結実質赤字比率※7	—	—	—	—	—	(16.91)	(30.00)
実質公債費比率※8	12.8	13.0	12.3	11.6	11.3	(25.0)	(35.0)
将来負担比率	98.1	81.7	80.3	74.7	69.0	(350.0)	

【その他の財政指標】

(単位：%)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
経常収支比率	91.0	90.1	90.7	88.0	89.1
財政力指数※9	0.95	0.99	1.03	1.00	0.96
公債費負担比率※10	15.8	15.0	14.4	14.2	12.3

※6 実質赤字比率：地域福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す（11.91%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体）。

※7 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示す（16.91%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体）。

※8 実質公債費比率：地方債の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。家計にたとえると、年収に対するローンの返済額の割合を示すもの。

※9 財政力指数：自治体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどれ位自力で調達できるかを表し、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、単年度の財政力指数が1を超える団体は普通交付税の交付を受けない。

※10 公債費負担比率：地方債の返済がどの程度財政を圧迫しているかを示すもので、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合（15%を超えると財政の黄色信号、20%を超すと赤信号と言われている）。

2 地方分権の推進

国は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法）、「国と地方の協議の場に関する法律及び地方自治法の一部を改正する法律」（いわゆる地域主権改革関連 3 法※11）や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法※12）を制定するなど地方分権を進めています。これにより、地方の自由度の拡大を図る方向性が示され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲を進めています。

地方分権が進展していく中で、市町村においては、住民に最も身近な地方自治体としての役割がますます大きくなっており、これまで以上に地域の自主性と自立性が求められています。

このようなことから、地方分権時代に的確に対応した行政体制や財政基盤を整備していく必要があります。

3 市民との協働によるまちづくりの推進

本市は、国際港湾や北関東自動車道など、交通インフラの整備が進み、優れた技術力をもった産業が集積する、高い発展可能性を持った地域力の高いまちです。

また、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に基づき「まちづくり市民会議」が各コミュニティ組織などで立ち上がりを見せるとともに、地域による各公民館等の自主運営に向けた取組が進むなど、自治会やコミュニティ、ボランティアなど市民を中心とした活動が活発に行われており、極めて市民力が高いまちです。

一方、本市においても少子高齢化は急速に進んでおり、また同時に 1 人暮らしの

※11 地域主権改革関連 3 法：国と地方の協議の場の法制化や、国が地方の事務を法令で縛る「義務付け・枠付け」見直しの一括法などを盛り込んだ地域主権改革関連 3 法。

※12 第 2 次一括法：地域主権戦略大綱を踏まえ、基礎自治体への権限移譲(47法律)と義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)された法律。

世帯や夫婦だけの世帯など核家族化も進んでいて、日常における高齢者や子どもの見守りなどこれまで大家族や地域の中で解決されていたことが困難になるとともに、行政だけの対応では不十分な状況となっています。

しかし、東日本大震災において、個人が所有する井戸水を融通し合ったり、災害弱者を積極的に支援するなど、お互いに助け合う市民力・地域力が大いに発揮され、家族や人と人とのつながり、地域の絆などの大切さが再認識されたところです。

この災害を通して、市民と市が連携・協力して、だれもが安全に安心して幸せに暮らせる住みよいまちを築き上げていくことがいかに重要であるか再認識されたところであり、市民との協働のまちづくりを進めるためには、市の役割、市民や事業者の役割というものを検証し再構築していく必要があります。

4 行財政改革の必要性

こうした状況の中、将来にわたって行政サービスの質を高めていくためには、本市の市民力・地域力を最大限に生かし市民との協働によるまちづくりを推進し、産業の活性化や税収の確保による財政基盤の安定化を図り、地方分権時代に対応した簡素で効率的な行政運営の実現を目指して職員一丸となって行財政改革に積極的に取り組む必要があります。

第2 行財政改革の基本的な考え方

1 行財政改革の推進期間

第7次行財政改革大綱の推進期間は、平成25年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする3年間とします。

2 行財政改革の基本理念

本市を取り巻く環境が変化する中で、本市の豊かな産業や充実した都市基盤が持つ発展性と、自ら地域の課題に取り組む市民力・地域力を最大限に生かし、自立と協働のまちづくりを進めることにより、これまで築き上げてきた個々の行政サービスの水準を将来的にも維持するとともに、新たな市民ニーズや行政課題に的確に対応し、だれもが安全に安心して幸せに暮らせるバランスのとれた日本のトップランナー都市を実現するため、本市の行財政改革の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

財政基盤の確立と更なる市民との協働の推進
—だれもが暮らしたくなるまちの実現を目指して—

3 行財政改革の基本的な考え方

(1) 量の改革

行財政改革は、無駄をなくして少ない費用で高い効果を上げることが基本であり、本市では、これまで職員や経費の削減、事業の見直し等を主眼とした「量的削減」による行財政運営に努めてきました。引き続き適正配分の観点から「量の改革」に取り組めます。

(2) 質の改革

厳しい財政状況において、地方分権の動きを見据え、自主的・自立的な行政運営が出来るよう適切に対応するとともに、ますます多様化する市民ニーズや行政課題を見極め、限られた資源の中で市民に満足度の高い行政サービスを提供するため「質の改革」に取り組めます。

4 行財政改革の4つの重点事項

行財政改革の基本理念を踏まえながら次の4つの重点事項を掲げ、抜本的な改革に取り組めます。

重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革

重点事項2：自立した財政基盤を確立するための改革

重点事項3：市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するための改革

重点事項4：スピード感のある効率的・効果的な行政運営を推進するための改革

第3 行財政改革の重点事項

重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革

「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に基づいて、市民と市のまちづくりに関する役割分担と責務を明確にするとともに、市民参加の市政を展開し、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

- (1) まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換するため、「まちづくり市民会議」を市民と市の協働により運営します。
- (2) ボランティア団体やNPO※13等と連携しながらその活動に必要な支援を図ります。
- (3) 各種審議会や協議会等への市民参加やパブリック・コメント※14制度を活用し、市民がまちづくりに参画できる環境づくりを促進します。

〔主な改革課題〕

- 「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の推進
- 公民館等の地域による管理運営の推進
- 審議会等委員の女性委員の登用
- ファミリーサポートセンター事業の推進

※13 NPO (Non-Profit Organization)：営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的・自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。

※14 パブリック・コメント：市の計画や条例等の案を事前に公表し、市民の意見を聞き、意見と意見に対する市の考え方を公表するとともに、その意見を考慮して最終案を作り上げていく一連の手続き。

重点事項2：自立した財政基盤を確立するための改革

厳しい財政状況の中で、本市が将来にわたって自立した行政運営を行うため、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保に取り組み、安定した財政基盤を確立します。

- (1) 市政運営の貴重な財源の確保と公平な市民負担の観点から、滞納整理を継続して実施し、市税、使用料及び手数料の徴収率向上に取り組み、歳入の確保に努めます。
- (2) 各種事業や補助金等について、社会情勢や住民ニーズの変化に応じた事業の公益性や実施効果等について検証し、その必要性により重点化を図る一方、役割が薄れたものについて、縮小などの確な見直しを進めます。
- (3) 未利用の市有財産を総点検し、利用が見込めない場合には、売却・有償貸付を行うなど積極的な有効活用に努めるとともに、市内産業の活性化や企業誘致を推進し、税収の増加に努めます。

また、土地開発公社が先行取得した公共用地の利活用について検討を進めます。

〔主な改革課題〕

- 市税、上下水道使用料徴収率の向上
- 補助金等の見直し
- 未利用市有財産の活用と売却
- ひたちなか地区への企業誘致促進

重点事項3：市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するための改革

多様化・高度化する市民ニーズや市民満足度を的確に捉えた市民本位のより質の高い行政サービスの提供を目指します。

- (1) 公共交通や子育て支援の充実など市民生活に密接した行政サービスの向上に取り組めます。
- (2) 地方分権の進展や多様化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員の更なる能力の向上が不可欠であることから、職員一人ひとりが改革意欲を持ち、職務を遂行できる人材育成を推進します。

〔主な改革課題〕

- 公共交通体系の充実
- 放課後学童クラブ運営のあり方検討
- 保育所定員の見直し
- 人材育成の推進

重点事項4：スピード感のある効率的・効果的な行政運営を推進するための改革

限られた財源や人材などの行政資源を最大限に活用しながら、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、各事務事業の必要性・有効性・効率性を検証して、市が真に担うべき事務事業を「選択」し、限られた資源を「集中」して事業に取り組みます。

- (1) 土地区画整理事業の見直しや施設の民営化・民間委託などを進め、事業の効率化を図ります。
- (2) 既存の公共施設やインフラについて、統廃合や長寿命化を図るとともに、新たな施設の整備については、効率性・必要性などを総合的に勘案し整備を推進します。

〔主な改革課題〕

- 土地区画整理事業の見直し
- 小・中学校の規模及び配置の適正化
- 水道施設の更新
- 新分庁舎の建設

第4 行財政改革の推進

1 推進の体制

行財政改革大綱の推進に当たっては、市長を本部長とする行政改革推進本部会議を中心に、職員が一丸となって取り組みます。

また、市民の代表で構成されるひたちなか市行政改革推進委員会の意見及び市民の意見を行財政改革に反映していきます。

2 実施計画の策定

行財政改革大綱に基づき、着実に行財政改革の推進を図るため、行財政改革実施計画を策定します。

なお、この実施計画は、目標年度及び達成水準等を可能な限り数値化し、市民に対して効果の分かりやすい計画とします。

3 行財政改革大綱及び実施計画の公表

行財政改革大綱の推進状況に基づき、毎年度、実施計画の見直しを行うとともに、成果等については、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表します。

第5 個別改革課題

重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革

改革課題	ひたちなか市くらしの便利帳の経費節減	担当課	広報広聴課
現状と課題	<p>「ひたちなか市くらしの便利帳」を2年に1度発行している。</p> <p>自治会未加入者に配布されないこと、印刷製本に係る業務委託料の費用負担が課題である。</p>		
取組内容	<p>「ひたちなか市くらしの便利帳」に広告掲載を希望する事業者を募集し、製作に要する費用を確保するとともに、ポスティングにより便利帳を市内全世帯に配布する。</p>		
効果	<p>○委託料削減</p> <p>○配布世帯数増加</p>		

改革課題	ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例の推進	担当課	全課(市民活動課)
現状と課題	<p>中学校区を単位とするコミュニティ組織が主体となり「まちづくり市民会議」が設置されている。</p> <p>今後も、各コミュニティ組織における市民会議の運営について情報交換を行いながら、市民が自由に話し合えるよう市民会議の運営を工夫する必要がある。</p>		
取組内容	<p>「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」及びまちづくり市民会議の情報を発信し、市民のまちづくりへの参加を促進する。</p> <p>コミュニティ組織における市民会議の課題・提案等の情報交換を行うためのコミュニティ組織連絡協議会の運営を支援する。また、コミュニティにおいて市民会議をより充実したものにしていくため、市民活動団体やNPOなどを含めた市全体としての市民会議のあり方を検討する。</p> <p>庁内での推進体制を確立するため、職員研修の実施や関係課との連携を図る。</p>		
効果	○市民が主体となった協働のまちづくりの推進		

改革課題	公民館等の地域による管理運営の推進	担当課	市民活動課・中央公民館
現状と課題	<p>公民館等が地域づくりの活動拠点として利用されるよう、地域のコミュニティ組織による地域運営を進めており、1中地区コミュニティセンターにおいて地域運営が始まった。他の公民館等についても地域による管理運営を進める。</p>		
取組内容	<p>円滑な地域運営ができるよう施設の維持管理費や人件費などの支援を行い、コミュニティへの公民館等の地域移管を進める。</p>		
効果	○地域の活動拠点として利用が促進されることによるコミュニティ活動の活性化		

改革課題	審議会等委員の女性委員の登用	担当課	女性生活課
現状と課題	<p>審議会等における女性の参画率は20.96%（平成24年3月末現在）であり、平成32年までに30%程度にするという国の目標に達していない。</p> <p>職務による充て職が多いこと、専門分野における女性の人材が少ないことが課題である。</p>		
取組内容	<p>市内各分野で活躍している女性の情報を関係課に提供し、女性委員の登用を働きかける。</p> <p>審議会の構成員は、充て職による選出が多く、組織の長が男性であることが多い現状から、審議会構成員の見直しについて理解を求める。</p> <p>市民に対して、広報紙や男女共同参画講座などを活用し女性が様々な計画の立案に参画していくための意識醸成を図る。</p>		
効果	○女性の参画率の向上		

改革課題	ひたちなか市エコオフィス計画の推進	担当課	環境保全課
現状と課題	<p>「ひたちなか市エコオフィス計画」を策定し、環境保全に取り組んでいる。</p> <p>市役所が地域の一事業所・消費者として率先して環境保全に取り組み、市民・事業者の環境保全への意識高揚を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」に基づいて、電力使用量、軽油、コピー紙購入量の削減などに全庁的な取組を行う。</p>		
効果	<p>○温室効果ガス排出量の削減</p> <p>○環境保全に関する職員の意識の高揚</p> <p>○光熱水費の削減</p>		

改革課題	ひたちなか市の環境を良くする会支援	担当課	環境保全課
現状と課題	<p>市民・企業・団体・行政により構成される「ひたちなか市の環境を良くする会」の自主的な環境教育・環境保全活動を支援している。</p> <p>会員数や各種イベント、分科会等への参加者数を増やすことが課題である。</p>		
取組内容	<p>市報や会報等で「ひたちなか市の環境を良くする会」の活動を市民へ周知する。</p> <p>会の環境保全活動に対し、環境に関する情報提供や共有化、地域での環境保全活動を育成するための協働事業やイベント等の企画や活動を支援する。</p>		
効果	<p>○「ひたちなか市の環境を良くする会」の会員数増加</p> <p>○環境シンポジウム、環境講座等への参加者数の増加</p> <p>○環境の保全</p>		

第5 個別改革課題

改革課題	ごみ減量化の推進	担当課	廃棄物対策課
現状と課題	<p>資源回収事業，廃食用油の回収や生ごみ処理容器の補助等を実施している。 今後も，ごみの発生や排出の抑制，資源化の推進に努め，市民・事業者・行政が連携・協力したごみ減量化を推進する必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や子ども会による資源回収を推進する。 ・商工会議所やスーパー等との連携を図り，レジ袋の有料化を推進する。 ・エコショップを推進する。 ・廃食用油のBDF化事業を推進する。 ・生ごみ処理容器の補助事業を周知する。 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○一人1日当たりゴミ排出量の減少 ○環境負荷の少ない資源循環型社会の形成 ○クリーンセンター運営負担金の削減 		

改革課題	ファミリーサポートセンター事業の推進	担当課	児童福祉課
現状と課題	<p>仕事と育児の両立を支援し，子育て家庭の負担軽減を図るため，ファミリーサポート事業を実施している。 利用会員（514名）に対し協力会員（112名）の数が少なく，要望に応えられないケースもあるため，協力会員の確保が課題である。</p>		
取組内容	<p>チラシの配布，市報やホームページにてファミリーサポート事業の案内を行うとともに，協力会員の募集を行う。 また，協力会員の子育てに関する知識の向上を図るため，講習会や研修会を実施する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○利用会員の利便性向上 ○子育て支援の充実 		

改革課題	民間賃貸住宅の活用	担当課	住宅課
現状と課題	<p>老朽化した市営住宅の用途廃止によって不足する市営住宅を補完するため，民間賃貸住宅の空き家を活用するとともに，入居者に対して家賃の一部を補助する家賃補助制度を実施する。</p>		
取組内容	<p>不動産業者と連携を図り，市内のある一定の条件を満たした民間賃貸住宅の空き家を活用し，それらの住宅に市営住宅入居資格がある市民が入居した場合に，家賃の一部を補助する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅維持管理費の削減 ○住環境の向上 		

重点事項2：自立した財政基盤を確立するための改革

改革課題	ひたちなか地区への企業誘致促進	担当課	企画調整課
現状と課題	ひたちなか地区への企業誘致に努めているが、全国的に分譲中の工業団地等が多く、企業側の買い手市場であるため、いかに企業立地に結び付けるかが課題である。		
取組内容	茨城県等の主催する企業誘致セミナーへの参加やポートセールスの実施を通し、ひたちなか地区の優位性や優遇制度等をPRし、常陸那珂工業団地の未分譲地への企業誘致や茨城港常陸那珂港区取扱貨物量の増加を図る。		
効果	○固定資産税，個人・法人市民税，特別とん譲与税の増加 ○就業者数の増加		

改革課題	未利用市有財産の活用と売却	担当課	管財課
現状と課題	普通財産は増加傾向にあり、公共用地として有効利用を図らなければならないが、具体的な利用計画がない財産が多いことが課題である。		
取組内容	普通財産の管理・処分・貸付けの基準を明確にし、公共用地として利用見込みがない資産は売却する。		
効果	○自主財源の確保 ○維持管理費の軽減		

改革課題	市税収納率の向上	担当課	収税課
現状と課題	平成23年度の市税収納率は92.8%で、茨城県内においては、44市町村中9位であり、県平均の90.5%を2.3ポイント上回っている。 自立したまちづくりを展開していくため、安定した財政基盤の確立が課題である。		
取組内容	安定した財政基盤を確立するため、滞納整理の強化及び収納対策の徹底を図る。		
効果	○税収の増加 ○税負担の公平性の確保		

第5 個別改革課題

改革課題	ひたちなか市民債の発行	担当課	財政課
現状と課題	資金調達手法の多様化を図るとともに、市民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、住民参加型市場公募債である「ひたちなか市民債」を発行している。		
取組内容	発行額、利率、購入限度額等の発行条件について社会情勢等を勘案して「ひたちなか市民債」を継続して発行する。		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○資金調達コストの削減とリスクの分散 ○市民の市政参加意識の高揚 		

改革課題	補助金等の見直し	担当課	財政課
現状と課題	<p>公的団体への支援や市民活動の活性化を通し、行政目的を効果的に達成するため補助金等を交付している。</p> <p>補助金等の交付が長期化・固定化することで既得権化し、自主運営の意欲が薄れたり、公平性が失われてしまうおそれがあること、また、限られた財源を有効に活用し、時代の変化に即応した新たな施策を進めるため、既存の補助金等の見直しが必要である。</p>		
取組内容	補助金等審査委員会において、公益性・透明性・適正性を念頭に審査を実施する。		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金等の見直し（廃止、縮減）による経費の削減 ○補助団体の収支改善と自主運営意欲の高揚 		

改革課題	土地開発公社の解散	担当課	用地課
現状と課題	土地開発公社は、公共用地の先行取得を行ってきたが、バブル崩壊以降の地価の連続的な下落により、公共用地先行取得の必要性が失われたことから役割を終えたため解散させる必要がある。		
取組内容	土地開発公社の解散・清算手続きを進める。また、土地開発公社が所有していた土地については、市有地となることから利活用について検討を進める。		
効果	○経費の縮減		

改革課題	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金(分担金)徴収率の向上	担当課	下水道課
現状と課題	<p>下水道使用料の滞納者に対して、停水処分を実施し、上下水道の一括滞納整理を行っている。</p> <p>下水道事業受益者負担金等の滞納者に対しては、文書での督促・催告、嘱託職員や一斉滞納整理による訪問徴収・納付指導等の滞納整理を行っている。</p>		
取組内容	<p>使用料滞納者に対して年1回滞納整理を行っているが、今後は水道事業所と調整を図りながら実効性のある滞納整理を行う。</p> <p>使用料及び負担金等の窓口納付から口座振替への変更を推進する。</p> <p>時効が5年のため、中断が可能になるように「(仮称)債務承認及び分納誓約書」〔民法第156条(承認)〕に相当する書面の様式等を盛り込んだ事務取扱要領を制定するとともに、使用料及び負担金等の滞納処分に係る条例を改正する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○納入負担の公平性の確保 ○使用料、負担金収入の増加 		

改革課題	水洗化普及促進・接続率の向上	担当課	下水道課
現状と課題	<p>「水洗化訪問マニュアル」に基づき、未接続世帯の拾い出しや家庭訪問指導(新築世帯を除く)を実施している。</p> <p>下水道供用開始区域内に未接続者がいるため、投資に見合った収益が上がらず接続率の向上が課題である。</p>		
取組内容	<p>家庭訪問により、接続依頼・PRを実施しているが、接続率の低い地域の水洗化に向けて訪問強化や接続指導を行う。</p> <p>また、自治会を通じて啓発文書等を配布し、水洗化接続率の低い区域の接続率の向上を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○事業収入の向上 ○接続率の向上 ○快適な生活環境の確保 ○公衆衛生の向上 ○公共用水域の水質保全 		

第5 個別改革課題

改革課題	水道料金の適正化	担当課	水・総務課
現状と課題	<p>上坪浄水場など主要な施設の老朽化が著しいことや災害への備えから早期の更新が必要である。</p> <p>施設の更新には、多大な事業費が見込まれるが、節水意識の高まり、節水機器の普及や給水人口の減少等により、水道料金収入の増加は期待できない状況にあり、水道料金体系の再構築が課題である。</p>		
取組内容	<p>水道事業を安定的に経営するため、将来の施設改修等を考慮した財政計画を作成し、5年ごとの人口推計や水需要の見通しに伴う料金収入を検討し、水道料金の適正化を図る。</p> <p>料金改定にあたり、市民、議会等の理解を得るため、必要性について十分PRに努める。</p>		
効果	○大規模施設改修の実現		

改革課題	水道料金徴収率の向上	担当課	水・業務課
現状と課題	<p>水道料金徴収を取り巻く環境は、長引く景気低迷の影響により大変厳しい状況になっており、納付期限内に納めない使用者が増加傾向にある。</p> <p>徴収体制の強化により、未納料金を早期に回収して水道経営基盤の安定を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>停水処分に至るまでの期間を短縮することにより、未納水道料金の早期解消を図る。</p> <p>未納者からの相談体制を充実することにより、納入額の増額や意識改革を促す。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○料金負担の公平性の確保 ○水道未納料金収入の増加 ○相談体制強化による納付意識の向上 		

重点事項3：市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するための改革

改革課題	公共交通体系の確立（コミュニティ交通の充実）	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>地域公共交通総合連携計画に基づく実証運行の結果を踏まえ、平成24年度に公共交通不便地区への新路線導入及び既存のコミュニティバス路線の全体的な見直しを行った。</p> <p>更なる利便性の向上、利用者拡大を図るため、市内の公共交通体系の充実を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>地域公共交通総合連携計画（第2期計画）を策定し、コミュニティ交通の路線・ダイヤの見直しやコミバス無料デーや乗り方教室などの利用促進事業を強化する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○運賃収入の増加 ○利用者の利便性の向上 		

改革課題	公共交通体系の確立（ひたちなか海浜鉄道支援）	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>湊鉄道線再生計画（平成20年度から24年度）に基づき、ひたちなか海浜鉄道の支援を行ってきた。</p> <p>引き続き安全運行の確保や利用促進を行う必要がある。</p>		
取組内容	<p>湊線第2期基本計画（平成25年度～29年度）に基づき、運営費や設備投資等の経営支援を行う。</p> <p>また、新駅の設置などにより湊線の更なる利用促進を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○運賃収入の増加 ○経営の存続 ○利用者の利便性の向上 		

改革課題	旧那珂湊第二高等学校の利用	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>平成24年度に県から取得した旧那珂湊第二高等学校については、平成26年度まで磯崎小学校・那珂湊中学校の代替校舎として利用する。</p> <p>代替校舎としての活用が終了した後の利用方針について検討する必要がある。</p>		
取組内容	<p>利用検討委員会などの庁内組織を立ち上げ、全庁的に利用法を検討するほか、市民からの提案や民間事業者の利用希望等について調査を実施する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○那珂湊地区の賑わい創出 		

第5 個別改革課題

改革課題	人材育成の推進	担当課	人事課
現状と課題	<p>「ひたちなか市人財育成プラン」に基づき、階層別研修、政策課題研究研修や公的専門研修機関への職員派遣などを実施している。</p> <p>今後も、市民ニーズに的確に応えられる職員を育成し、組織全体の能力向上を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>市民ニーズに対応できる職員の能力開発や調査・研究を行う。</p> <p>効果を検証し「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を推進するために、必要な人材を育成できる研修システムを構築する。</p>		
効果	○自立と協働のまちづくりを推進できる人材の育成		

改革課題	人事評定制度の確立	担当課	人事課
現状と課題	<p>組織の活性化を図り、継続的に組織の業績を高めることや公平性・納得性のある人事管理を行うため人事評定を実施している。</p> <p>今後も、評定の結果を任用管理、人材育成、給与上の処遇に反映させ、公平な人事管理を行う必要がある。</p>		
取組内容	<p>評定者研修会を開催し、評定者の評定レベルの均一化や評定能力の向上を図る。</p> <p>また、人事評定の目的や意義を理解し、評定者との意思統一を図るため、被評定者を対象とした研修会も実施する。</p>		
効果	○人事評定制度運用の適正化		

改革課題	簡素で効率的な組織の構築	担当課	人事課
現状と課題	<p>平成24年4月1日現在、9部、7公室所、53課、32室、61係である。</p> <p>行政課題に迅速且つ柔軟に対応できる簡素で機動的な組織の確立に向けて、引き続き組織体制の見直しが必要である。</p>		
取組内容	<p>組織定数ヒアリング等を通じて、業務の量や質に応じた組織規模の適正化に加え、高度化・多様化する行政需要に即応した施策を展開できるよう効果的・効率的な組織・機構を整備する。</p>		
効果	○効果・効率的な行政運営の実現		

第5 個別改革課題

改革課題	保育所定員の見直し	担当課	児童福祉課
現状と課題	<p>特定の保育所を希望しているため空き待ちをしている児童がいる一方、入所率が平均 65% (H22・H23) を下回る保育所がある。</p> <p>また、勝田地区は、0～1歳児の入所希望が多いが、当該年齢の枠が全体的に不足しているため、希望先以外の園への調整が課題である。</p>		
取組内容	<p>改築・増築等により保育室に面積的な余裕がある保育所や比較的に入所率が高い保育所は、入所状況を見ながら定員増を行う。</p>		
効果	<p>○要保育児童の入所</p>		

改革課題	ひたちなか市幼児教育・子育て支援の充実	担当課	教総務課・児童福祉課
現状と課題	<p>市立幼稚園の入園数が減少している一方で保育所に入所する児童が増加しており、今後も保育所ニーズが高まることが予想される。</p> <p>社会情勢の変化、保護者のニーズの多様化に対応した幼児教育・子育て支援の充実に取り組む必要がある。</p>		
取組内容	<p>市立幼稚園での1学級の園児数が20人に満たない園については、集団での保育が確保できるように再編を検討する。また、民営化も視野に入れて検討する。</p> <p>小学校との連携や地域住民と幼稚園の相互交流等を実施する。また、子育てに悩んでいる保護者等を対象にした講演会等を実施する。</p> <p>教育委員会関係課と私立幼稚園代表との懇談会を実施するとともに、災害時等の連絡体制の確立など情報共有を図る。</p>		
効果	<p>○幼児教育・子育て支援の充実</p>		

改革課題	放課後学童クラブ運営のあり方検討	担当課	生涯学習課
現状と課題	<p>「学童クラブ」には、現在約1,500名の児童が登録している。</p> <p>子ども・子育て支援法の施行に伴い、利用児童の対象が「小学校に就学している児童」となったことから、利用児童数の増加が見込まれるため、サービスの内容や施設の確保等が課題である。</p>		
取組内容	<p>子ども・子育て支援関連法の本格施行（平成27年度予定）に向けて、ニーズ調査等を実施する。</p> <p>その結果等に基づき、学童クラブのサービス内容の改善を行う。また、サービスの拡充にあたっては、民間学童クラブとの役割分担や、必要に応じ施設の整備等について検討を行う。</p>		
効果	<p>○学童クラブの統一的なサービスの提供</p> <p>○問題ケースに対する迅速・適切な対応</p>		

重点事項4：スピード感のある効率的・効果的な行政運営を推進するための改革

改革課題	自治体クラウドの検討	担当課	情報政策課
現状と課題	<p>住民情報系基幹システム、財務システム、人事給与システム等のリース契約が平成26年1月末に終了する。</p> <p>上記システムやその他の業務システムについて、どのようにシステムを構築していくかを検討し、業務の効率化とコスト削減を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>業務システム更新時に、現行システムの継続か、新たな業者を視野に入れたシステム再構築を行うか、また、クラウドシステムが適しているかサーバを独自に持つことがよいか検討する。</p> <p>また、県と市町村におけるシステム共同化に取り組み、自治体クラウド導入を検討するためのワーキングチームに参加する。</p>		
効果	○システム運営の適正化		

改革課題	新分庁舎の建設	担当課	管財課
現状と課題	<p>教育委員会が那珂湊支所内にあることによる組織分散の非効率化を解消し、業務の効率化を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>築42年を経過し、老朽化が著しい本庁舎に隣接する現業棟を撤去して新たな分庁舎を建設し、教育委員会や防災機能を入れること等について検討する。</p>		
効果	<p>○行政運営の統合性の確保</p> <p>○事務処理の円滑化</p>		

改革課題	保育所の民営化	担当課	児童福祉課
現状と課題	<p>佐野保育所は、築43年が経過し老朽化が進んでおり、進入路が狭いので、駐車スペースが少なく、敷地面積も狭い状況であり、0歳児保育の入所希望が増えているが、対応できない状況にある。</p>		
取組内容	<p>老朽化している佐野保育所については、管理運営のあり方について見直しを行うとともに、民間活力の導入について検討する。</p>		
効果	<p>○保護者の多様なニーズへの対応</p> <p>○公立保育所運営に係る経費の削減</p>		

改革課題	市営駐車場への指定管理者制度の導入検討	担当課	商工振興課
現状と課題	<p>市内7カ所の市営駐車場については、施設の修繕、料金回収、保守業務、草刈業務、警備や保険の契約事務などを行っている。</p> <p>駐車場ごとに業務契約等を行っていることから、煩雑な事務処理の解消が課題である。</p>		
取組内容	<p>費用対効果や事務効率化の検証、シルバー人材センター・商工会議所など関係団体との協議を行い、7ヶ所の市営駐車場の管理運営のあり方を決定する。</p>		
効果			

改革課題	ホテルニュー白亜紀の利用率の向上	担当課	観光振興課
現状と課題	<p>平成24年度から新たな指定管理者（3年間）が営業を行っている。</p> <p>平成2年のオープンから20年以上が経過し施設の老朽化や震災の影響により多くの修繕箇所があり、経営に支障をきたしている状況にある。また、原発事故の風評等により、利用者が減少していることが課題である。</p>		
取組内容	<p>カラオケ大会、自主事業（婚活、ガマの油売り等）や季節限定の料理等の企画イベントを開催し誘客を図っていくとともに、観光キャラバン等において積極的なPR活動を行う。</p> <p>また、外壁、屋根等の防水・塗装等及び内装工事や機械設備・器具等の更新を行い、リニューアルを図る。</p>		
効果	○利用率の向上		

改革課題	橋りょう長寿命化修繕計画の策定	担当課	道路管理課
現状と課題	<p>老朽化する道路橋の増加に対応するため、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図ることが課題である。</p>		
取組内容	<p>橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、計画的な橋りょうの修繕及び架け替えを実施する。</p>		
効果	<p>○橋りょう延命化による修繕・架け替えにかかる事業費の縮減</p> <p>○橋りょうの安全性・信頼性の確保</p>		

第5 個別改革課題

改革課題	市営住宅の効果的な管理運営の検討	担当課	住宅課
現状と課題	施設の老朽化が進み、今後維持管理費の増大が予想されるため、業務の更なる効率化とコスト削減を図っていくため、効果的な管理運営施策を確立する。		
取組内容	市営住宅管理業務への指定管理者制度導入または一部業務を民間業者への委託を検討する。		
効果			

改革課題	公園施設長寿命化計画の策定	担当課	公園緑地課
現状と課題	現在 243 公園を管理し、修繕を行なっているが、設置から 30 年以上経過している公園が約 4 分の 1 を占め、10 年後には約半分が老朽化施設を有することになる。 計画的な公園施設の維持補修や更新を行う必要がある。		
取組内容	公園施設の延命化を図るため、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化した公園施設の維持補修・更新を行う。		
効果	○公園施設の維持補修・更新に関わる経費縮減		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（六ツ野地区）	担当課	区画整理事業課
現状と課題	家屋移転に係る経費が膨大でかつ保留地価格が下落しており、事業の採算性が取れないことから、組合が金融機関からの借入れができない状態になっている。 このため、家屋移転戸数を大幅に削減し、事業費を圧縮した事業計画に早急に変更することが課題である。		
取組内容	○見直し方針の策定 【見直しの重点事項】 ・家屋移転戸数の削減 ・区画道路の再検討 ・保留地の集約 ・排水計画の再検討 ○事業計画，実施計画，換地計画，都市計画，地区計画の変更		
効果	○事業費の削減 ○事業期間の短縮 ○健全な市街地の形成		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（佐和駅東地区）	担当課	区画整理一課
現状と課題	<p>大規模な調整池や新たな区画道路を整備することや大規模な家屋を移転するために相当な事業費が見込まれる。しかし、保留地価格の下落と充当できる補助金や起債の財源枠が少なくなっており、事業遂行のための財源が確保できない状況にある。</p> <p>このため、事業区域を含めて事業規模の大幅な見直しが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○見直し方針の策定</p> <p>【見直しの重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の再検討 ・調整池の再検討 ・区画道路の再検討 ・排水計画の再検討 ・佐和駅東口の開設検討 <p>○変更事業計画の作成</p>		
効果	<p>○事業費の削減</p> <p>○事業期間の短縮</p> <p>○健全な市街地の形成</p>		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（武田地区）	担当課	区画整理一課
現状と課題	<p>地域から整備を強く求められている通学路のある住宅密集地区の家屋移転に入ろうとしているが、財源となる補助金や保留地が残り少なくなっており事業の財源が確保できない状況にある。</p> <p>このため、事業区域を含めて事業規模を見直すことが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○見直し方針の策定</p> <p>【見直しの重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の再検討 ・区画道路の再検討 ・通学路の確保 ・排水計画の再検討 <p>○変更事業計画の作成</p>		
効果	<p>○事業費の削減</p> <p>○事業期間の短縮</p> <p>○健全な市街地の形成</p>		

第5 個別改革課題

改革課題	土地区画整理事業の見直し（東部第1地区）	担当課	区画整理二課
現状と課題	<p>進捗率が9割となり、一部反対地権者への対応と斜面緑地への換地対応が事業終結に向けての大きな課題となっている。</p> <p>このため、斜面への換地計画を見直すことが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○見直し方針の策定</p> <p>【見直しの重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の再検討 ・斜面緑地への換地の再検討 <p>○変更事業計画の作成</p>		
効果	<p>○事業費の削減</p> <p>○事業期間の短縮</p> <p>○健全な市街地の形成</p>		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（東部第2地区）	担当課	区画整理二課
現状と課題	<p>近年の少子化の影響により、小学校用地の必要性が無くなっている。</p> <p>このため、事業区域や土地利用計画、排水計画等を含めて事業計画を抜本的に見直すことが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○見直し方針の策定</p> <p>【見直しの重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の再検討 ・土地利用計画の再検討 ・排水計画の再検討 ・調整池配置計画の再検討 <p>○変更事業計画の作成</p>		
効果	<p>○事業費の削減</p> <p>○事業期間の短縮</p> <p>○健全な市街地の形成</p>		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（阿字ヶ浦地区）	担当課	那珂湊地区土地区画整理事務所
現状と課題	<p>区画道路築造のための1戸当たりの移転費用が高額で、費用対効果の面からの道路配置計画の見直しが課題となっている。</p> <p>また、保留地販売による財源の確保が困難なことから、事業規模や事業区域の見直しが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○見直し方針の策定</p> <p>【見直しの重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の再検討 ・排水計画の再検討 ・都市計画道路の再検討 ・区画道路の再検討 <p>○変更事業計画の作成</p>		
効果	<p>○事業費の削減</p> <p>○事業期間の短縮</p> <p>○健全な市街地の形成</p>		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（船窪地区）	担当課	那珂湊地区土地区画整理事務所
現状と課題	<p>保留地価格の下落が止まらず販売価格より、造成費用の方が高いことが明らかになっている。また、地震により盛土造成が危険なことも明らかになった。さらに、鉄道と都市計画道路の立体交差の必要性が希薄になっている。しかし、都市計画道路は避難路となることから、早期の整備が求められている。</p> <p>このため、都市計画や事業区域、土地利用計画の抜本的な見直しが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○見直し方針の策定</p> <p>【見直しの重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の再検討 ・都市計画道路の再検討 ・土地利用計画の再検討 ・ひたちなか海浜鉄道駅の新設検討 <p>○変更事業計画の作成</p>		
効果	<p>○事業費の削減</p> <p>○事業期間の短縮</p> <p>○健全な市街地の形成</p>		

第5 個別改革課題

改革課題	水道施設の更新	担当課	水・工務課
現状と課題	水道施設は耐用年数の経過による老朽化が著しく、耐震化対策が必要である。現在の自己水、県水、地下水の3水源を今後も継続的かつ有効的に活用し、災害に強い水道施設とするため、施設の早期更新が課題である。		
取組内容	<p>湊系の施設は、老朽化した阿字ヶ浦及び十三奉行の各配水場を廃止し、既存の上ヶ砂配水場に浄水及び配水機能を統合し、地下水と県水を合わせて配水する施設を建設する。</p> <p>勝田系の施設は、上坪浄水場の施設更新計画を策定する。計画の策定に当たっては、将来の給水見込量から自己水と県水のバランスを図り、適正な県水の受水量及び効率的な施設規模を検討していく。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の耐震能力の向上 ○安心・安全な水を安定的に供給 		

改革課題	水道施設情報管理システムの構築	担当課	水・工務課
現状と課題	<p>管路基本図、給水台帳（アナログデータ）、水道料金賦課徴収データ、固定資産台帳等を各所管で管理している。</p> <p>これらの情報量は膨大であるため、各々のデータの不整合や検索に時間を要すること等が課題である。</p>		
取組内容	<p>GIS（地図情報）を利用した管路管理システムの導入、管路基本図、工事台帳のデジタル化、給水台帳のファイリング化を行い、ひたちなか市水道施設情報管理システムを構築し、固定資産台帳システム及び水道料金賦課徴収システムとの連携を図る。</p> <p>また、窓口閲覧システムを導入する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○漏水修理等や断水時の迅速な対応 ○窓口業務の効率化 		

改革課題	小・中学校の規模及び配置の適正化	担当課	学務課
現状と課題	<p>本市の児童生徒数は、平成20年度の14,893人をピークに減少している。</p> <p>今後も、少子化の進行が見込まれることから、学校の小規模化による学習指導面や学校生活等での課題が生じてきているため、児童生徒にとって望ましい教育環境を整えることが課題である。</p>		
取組内容	<p>地域住民や保護者等との協議や合意形成を図り、学校の再編成・新設、統廃合や通学区域の見直しを検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○教育環境の充実 		

資 料

(設置)

第1条 行財政運営の効率化、革新等に係る諸問題の解決を期し、社会経済情勢の変化に即応する市政の実現を推進するため、ひたちなか市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、水道事業管理者、市長事務局の部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、消防長、農業委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

2 本部の会議の進行は、総務部長が行う。

(関係者の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 本部に、本部員が所管する部門を単位に当該名称を付した、行革専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会には、部会長及び部員を置き、部会長には、当該部会の本部員をもって充て、部員には、課長(相当職を含む。)以上の者をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

4 部会は、本部から付託された事項及び当該部会自らが改革すべき事項について調査検討し、その結果を本部に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 本部と部会の調整及び各部会の改革すべき事項を取りまとめるため、行政改革幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(職員の協力義務)

第10条 職員は、本部の目的が達成されるよう積極的な協力をを行い、その成果を高めるよう努めるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則(平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

平成24年度ひたちなか市行政改革推進本部員名簿

(ひたちなか市行政改革推進本部設置規程第3条)

	役 職 名	氏 名
本部長	市長	本間源基
副本部長	副市長	永盛啓司
本部員	水道事業管理者	村上剛久
〃	教育長	木下正善
〃	企画部長	鈴木隆之
〃	総務部長	
〃	市民生活部長	鈴木幸男
〃	福祉部長	横須賀重夫
〃	経済部長	小池洋
〃	建設部長	大山富久
〃	都市整備部長	市原和久
〃	会計管理者	黒沢武男
〃	水道事業所長	薮恒朗
〃	議会事務局長	岡田一男
〃	教育委員会事務局教育次長	大内康弘
〃	監査委員事務局長	関山純子
〃	農業委員会事務局長	小室誠司

○ひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱

平成7年8月4日

訓令第23号

(設置)

第1条 ひたちなか市行政改革大綱を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、ひたちなか市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を運営し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成17年3月31日以前にひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、改正後のひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則(平成17年訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

○ひたちなか市行政改革推進委員会委員名簿

委嘱期間 平成23年8月4日～平成25年8月3日

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
各種団体の代表	三ッ石 喜 郎	自治会等の代表者 (ひたちなか市自治会連合会 会長)
	高 島 洋 平	市民活動団体の代表者 (NPO団体：未来ネットワークひたちなか・ま 理事長)
	伊 東 庸 子	女性団体の代表者 (ハーモニーひたちなか 副会長)
	鈴 木 誉志男	産業経済団体の代表者 (ひたちなか商工会議所 会頭)
	今 泉 良	産業経済団体の代表者 (株日立製作所都市開発システム社 総務部長)
	神 保 忠 正	福祉団体の代表者 (ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会会長)
	石 田 厚 子	教育団体の代表者 (ひたちなか市教育委員 委員長職務代理者)
その他市長が適 当と認める者	高 橋 節 子	一般公募
	大 出 繁	一般公募
	武 中 みどり	一般公募

